

令和 7 年度東国水郷観光推進
アクションプラン策定支援業務委託
プロポーザル募集要項

令和 7 年 6 月
東国水郷観光推進協議会

募集要項

1 目的

東国水郷観光推進協議会（構成市：千葉県香取市、茨城県潮来市、鹿嶋市、神栖市）では、構成市が位置する千葉県及び茨城県をまたぐ水郷観光圏の歴史文化や自然等の魅力ある観光資源の可能性を最大限に生かしながら、県域・市域に捉われない横断的な広域観光推進事業に取り組んでいる。

本業務は、当該地域の現状分析や課題整理等を行うことで、本協議会の事業目標を明確にし、実効性のある具体的施策の方向性及びその実施工程を定める「東国水郷観光推進アクションプラン」を策定することを目的とする。

2 業務委託名

令和7年度東国水郷観光推進アクションプラン策定支援業務委託

3 業務内容・業務期間

別紙仕様書のとおり

4 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げる事項に該当しない者。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本委託業務の参加者募集開始日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

エ 茨城県・千葉県並びに構成4市の指名停止措置を受けていない者。

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員が構成する法人等でないこと。

(3) 公共の安全又は公共の福祉を脅かすおそれのある法人等若しくは脅かす法人等でないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和7年6月13日（金）16時必着

(2) 提出方法

電子メールにより、質問書（任意様式）に記入の上提出すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。また、電子メール送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

なお、電子メールの件名は「令和7年度東国水郷観光推進アクションプラ

ン策定支援業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。

(3) 電子メール送信先 : kanko@city.kamisu.ibaraki.jp

(4) 回答方法

令和7年6月18日(水)に、東国水郷観光推進協議会HP上にて回答する。

なお、質問に対する回答は、本業務の募集要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

6 企画提案書

事業者名が分かるものを5部、事業者名を黒塗りしたものを5部作成すること。

(1) 企画書

企画書に下記事項を記載すること。

ア 会社概要

イ 類似業務実施

ウ 仕様書に掲げる業務における実施内容

エ 本協議会から連絡を受ける連絡先(部署、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)

(2) 見積書

ア 事業者の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

イ 各作業項目の内訳金額が明確にわかるように記載し、上限金額を超えないようにすること。

ウ 消費税額及び地方消費税額も記載すること。

(3) 工程表

(4) その他必要と思われる資料

(5) 提案書受付期限: 令和7年6月27日(金)16時まで

7 提案金額の上限

金1,540,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本協議会がこの金額で契約することを約束するものではない。また、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

8 スケジュール

令和7年6月 6日(金) 募集開始・質問受付開始

令和7年6月13日(金) 16時 質問受付締切

令和7年6月18日(水) 質問回答日

令和7年6月27日(金) 16時 企画提案書提出締切 必着

令和7年7月 7日(月) 選考結果通知予定

9 選考評価基準

別紙企画提案書評価基準のとおり

10 提出方法：郵送または持参

※持参の場合は土・日を除く、9時から16時までの間に受付する。

郵送の場合は、特定記録郵便などの配達記録が残るもので送付すること。

(提出先及び問い合わせ先)

〒314-0192

茨城県神栖市溝口4991番地5

東国水郷観光推進協議会事務局（神栖市産業経済部観光振興課内）

担当：向後・金井

電話：0299-90-1217

MAIL : kanko@city.kamisu.ibaraki.jp